

「令和6年度税制改正に関する租研意見」*の解説

株式会社 EBPM 研究所 代表取締役

林 宜嗣

<総論>

I. はじめに

(林) ただ今、ご紹介いただきました林でございます。それでは、早速でございますけれども、租研意見の概要を説明させていただきたいと思っております。

租研は、これまで中立の立場から税制の在り方に関する提案を長年行ってまいりました。租研意見の特徴の1つは、短期的な課題だけではなく、日本の経済社会が抱える構造的な問題の解決を目指した税制改革の提言を行っていることでございます。従いまして、本日も説明申し上げます意見は令和6年度税制改正に関する租研意見となっておりますけれども、より長いスパンでの提言・提案であることをまず申し上げておきたいと思っております。また、租研の問題意識と提案は、いわゆるイメージベースではなく、しっかりとしたデータの裏付けがなされているものであることも租研意見の特徴といえるのではないかと思います。この点につきましては、租研意見に付属されております資料集と毎年行っておりますアンケート調査をご覧いただきたいと思っております。



それでは、概要に沿ってご説明申し上げます。

まず、はじめにでございますが、日本はさまざまな構造問題を抱えております。租研はかねてより、巨額の財政債務、人口減少、超高齢化の進行、社会保障費の増大、そして経済では生産性、経済成長の低迷、今後の社会としてデジタル化・グリーン化が遅れていることといったような点を構造問題として認識してまいりました。そして、とりわけ、その中から財政の持続可能性の回復、社会保障制度の効率化と重点化、特に、経済構造を転換し持続的成長と所得の拡大を目指すという、この3つを改革の基本方向として捉えてまいりました。もちろん、これらの目標を実現するためには、財政支出やその他

の政策がセットで実施される必要があることは言うまでもありません。しかしながら、税制もいわゆるソフトインフラの1つとして、これらの構造問題に対応することが非常に重要な課題となっております。それが、2番目の税制改革の基本的視点に示されております。

II. 税制改革の基本的視点

まず、経済活力の強化では、生産・分配・支出という、いわゆるマクロ経済循環の中で企業の活性化と雇用・所得の確保とが好循環となつて、日本経済を拡大していくことが求められております。この好循環を実現するためにも、やはり企業の活性化が不可欠でございます。そのためには企業の国際競争力の強化、日本の立地競争力の強化、そしてイノベーションと生産性の向上が不可欠です。それには、官民が重点的な投資等を行うことが重要でありますけれども、DXを進めるためにもこれから人への投資も重要な課題となっております。これらを含め、ポストコロナの時代にふさわしい成長戦略の確実な実施に官民を挙げて早急に取り組んでいかなければならない時期に来ていると考えております。

次は、財政健全化の視点でございます。現在、日本の財政は受益が負担を上回る構造になっております。この構造を解消するためには、歳出歳入の一体改革が不可欠です。その場合には、まず予算規模ありきの政策から脱却して、国・地方ともにエビデンスに基づいた政策立案を促進し、効果的・効率的（Outcome-Oriented）な支出を徹底するとともに、受益と負担の適正化を図ることによって限られた財政資源の最適配分を実現することが必要であります。

そして、税制面では、次の3点が重要だと考えております。まず、公共サービスの財源は税により賄うことが原則です。その場合、消費税率の引き上げ、所得税改革という2つの個人に対する基幹税による財源の確保が重要であると

いう点。そして、税と社会保険料の2つが国民負担となるわけでありませうけれども、税と社会保険料の役割分担に配慮が必要です。社会保険料につきましても、本来、年金や医療のように受益と負担、受益は給付であります、それとの関係が明確で、しかも保険原理が働く分野に適用して、社会の構成員全体に便益が及ぶような公共サービスの財源としては、保険料ではなく国民が広く公平に負担する税によることが望ましいと租研は考えております。つまり、財源を安易に社会保険料に求めることがあってはならないと考えています。

3つ目は、地方創生・地域の活性化です。地方財政の場合、国からの財政移転が非常に大きなウエートを占めているわけでありませうけれども、財政移転に頼るのではなく、財政責任を伴った地方行財政運営が実現する環境を整備する必要がございます。そのためにも、地方税の在り方が極めて重要なポイントになります。つまり、地方税においては負担分任、応益課税の原則に基づいた制度改革を行うこと、そして、その結果として税源の偏在性が小さく税収が安定的になる地方税体系の構築と地方税の構造改革が必要であるという認識でございます。

税制改革には、以上のような基本的視点が必要ですが、税は必要な財政支出の財源調達手段であります。そのためにも、税が備えるべき原則がございます。それが公平・中立・簡素という3つの原則です。公平性は、人々が負担能力に応じて税を分かち合うという応能負担を意味するのですが、現在世代と将来世代という世代間においてもこの原則が満たされる必要性がございます。2番目の中立性は、税収調達手段である租税が個人や企業の活動に対して与えてしまう影響を極力小さくする。つまり、ゆがみをできるだけ与えないような財源調達手段でなければいけないという原則です。3つ目の簡素性の原則は、納税者にとって理解しやすく、そして徴税者にとっても徴税のコストがかからないという税の仕組みを構築すること

でございます。納税事務負担の軽減や税負担に関する予見可能性を高めるためにも、税は簡素でわかりやすくなければなりません。これが、簡索性に関する租研の考え方です。

Ⅲ. 税体系

総論の最後は、望ましい税体系の構築でございます。公平・中立という原則は、しばしばトレードオフの関係にあることがあります。また、単一の税でこの租税原則全てを同時に満たすことはできません。従って、どうしても複数の税目が必要になります。これが、租税体系ということになります。また、税によっては安定的な税収をもたらすものもあれば、経済成長とともに税収が大きく伸びたり減少したりするような伸縮性の大きい税もございます。こうした各税が持つ特性を考慮し、バランスの取れた税体系の構築が求められております。

<各論>

Ⅳ. 所得税

それでは、各論に入らせていただきます。この番号順に進めてまいります。まず、個人所得税に関しましては、現在の所得税負担の構造を見ますと、ほとんど全ての階層において日本の所得税負担は先進国の中でも低く抑えられております。このことから、税収調達機能を今よりも強化する余地は国際的に見てあるのではないかと考えております。

次は、所得税負担の偏りです。年収1,000万円超の給与所得は全体の4.9%ですが、その方々が税額の約半数以上、52.4%を負担するというように、現在の税負担が高所得者に偏る構造を特徴としております。こうしたことから、低税率適用ブラケット幅の縮小なども今後検討していく必要があるという指摘をさせていただきました。

日本では現在、所得格差が拡大しているといわれておりますけれども、税制・財政全体の中で所得税が所得再分配にどのような役割を果たすべきなのかについて検討していく必要があるのではないかとこの指摘もさせていただきました。

さらに、中立性でありますけれども、現在、働き方、ライフコースの多様化が進んでおります。こういうことの中で、婚姻、働き方、所得の稼得形態などをゆがめないという中立性を確保する観点から所得控除の在り方等を見直しを検討する必要があるとさせていただきます。

Ⅴ. 相続税・贈与税

続きまして、相続税・贈与税でございます。税制全体の中で相続税の機能の中心は富の集中抑制で、この機能の発揮が重要だと捉えております。そして、その中で資産の移転時期に中立的な税制を構築する観点から、相続税・贈与税の見直しについて今後も検討を進めていくべきであるとさせていただきます。

また、資産の世代間移転促進を目的として、結婚・子育て・教育・住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置が導入されたところでございますが、格差の固定化につながらないように今後も見直しが必要であるという指摘をしております。

Ⅵ. 法人税

法人税につきましては多くの提案をさせていただいておりますけれども、主要な点を挙げますと、第1は企業の国際競争力の強化、立地競争力の確保など、日本経済の持続的な成長を促進するための法人税制の整備が重要であるという基本認識です。これに基づいて、特に法人税率、課税ベース等については、グローバル・ミニマム課税の導入なども踏まえて国際的に調和の取れた、つまりグローバルスタンダードな税

制であることが肝要だとしております。詳細は意見書の本文をご覧くださいと思います。

第3に、研究開発の促進が経済成長において重要だと国際的に認識されておりますけれども、その中でイノベーション促進のための研究開発税制の拡充（スタートアップ支援）、知的財産への優遇税制の創設を意見書では求めております。

Ⅶ. 国際課税

国際課税に関しましては、多国間フォーラムでの合意形成の上、国内法・租税条約の整備を進めることが望ましいという点。それから、移転価格税制をはじめとする国際課税制度の執行、租税条約の適用における予測可能性。「今後どうなっていくのだろうか」という予測可能性を確保していくこと、そして、事務負担軽減のための措置を講じること、制度の適切な運用が重要であるという指摘をさせていただいております。

Ⅷ. 消費税

消費税は、国民全体で広く負担することが可能な税であり、景気に左右されず税収が安定的であるという特徴を持っています。そして、経済活動に対して中立的であるという優れた特徴を持っておりますので、社会保障を今後支えていく財源として消費税率の引き上げも視野に入れていく必要があるのではないかとこの提案をさせていただきました。そのためにも、制度の信頼性・透明性を高める視点が必要でございます。インボイス制度の円滑な実施が重要だと考えております。

次に、消費税における低所得層への対応に関しましては、租研は従来から次のように考えております。消費税収の用途が社会保障に限定されておりますので、受益面も併せて考慮するならば、既に低所得層に有利な税制であるといえるのではないかとこのこと。そして、軽減税率

は公平・中立・簡素の観点からやはり弊害があるのですが、すでに導入されているわけですから、今後、税率の引き上げが行われる場合においては適用対象が拡大しないよう厳格な歯止めが必要であると指摘をさせていただきました。

Ⅸ. 地方税

続きまして、地方税でございます。地方税の在り方としては、昨年度まで地方分権という言葉を使っておりましたけれども、地方分権は地方の財政規律を高めるといっても大きな目的でございますので、地方の財政規律を強化するためにも受益者が広く負担する応益課税原則を明確にしていく必要があるのではないかとこの指摘は従来から続けてきていることでございます。

そして、全体の税収を確保しつつ、法人から個人に税のバランス、ウエートを移すとともに、課税標準が重複する税目の統廃合等も検討する必要があることを提案しております。

その他にも、負担分担、応益課税の考え方に基づいて、個人住民税の均等割を引き上げること、それから現行の外形標準課税制度については赤字法人にも課税されるものの、課税法人を資本金1億円超としているために適用対象が大法人にやはり限られてしまっていることから、一定の配慮を行った上で中小法人にも適用対象を広げる必要があるという従来からの指摘を行いました。また、固定資産税に関しましては、特に土地に係る固定資産税が地価と連動して課税されておりますので、負担の適正化が必要であること、そして、償却資産に係る固定資産税につきましては廃止を含めた見直しが必要ではないかとこの指摘を従来どおり行っております。

Ⅹ. その他の税

その他の税に関しましては、次の点を重要としております。まず、自動車関係諸税につきま

しては、受益者負担・原因者負担の原則に加えて、カーボンニュートラル目標の実現、電気自動車の普及などと整合的なものになるように、課税の考え方、税体系の再構築が必要であるという指摘。それから、カーボンニュートラルという目標の達成、産業競争力の強化、経済成長を同時に実現させるために、政策パッケージの1つとして炭素に対する賦課金についても適切な制度設計が必要であるという指摘。それから、脱炭素型社会への移行に伴うコストは特定の企業なりが負担をするのではなくて国民全てが広く負担すべきものであって、そのためにも炭素価格の適正な転嫁が重要であるという指摘でございます。

XI. 納税環境の整備

それでは、総論と各論を受けまして、最後に納税環境の整備について簡単にご説明を申し上げます。言うまでもなく、税は民主主義の根幹です。国民が税の意義と役割、受益と負担の関係性を理解し、適正な納税が行われるよう、税制及び財政の現状に関する正確かつタイムリーな情報提供や租税教育の充実などが

必要だと考えております。

それから、国税・地方税の申告、納税手続のデジタル化のさらなる普及と拡大を進めるべきであること、マイナンバーカードにつきましては、マイナンバーカードの活用、国・地方間の情報連携などにより納税者の利便性の向上、税務行政の効率化を進めるべきであるという指摘をさせていただきました。それから、バックオフィス業務の生産性を向上させていくこともこれからの産業において非常に重要でありますけれども、そのためには納税手続のデジタル化やキャッシュレス化を進めていくべきであるという指摘を行わせていただきました。

以上、簡潔ではございますけれども、租研意見のポイントを説明させていただきました。詳細は本編をお読みいただきたいと思っておりますとともに、冒頭でも申し上げましたように、それぞれデータを使って租研意見の科学的な裏付けを資料編として載せておりますので、これもご参考いただければと思っております。また、国際課税につきましては用語集もご覧いただければと思っております。

以上、少し急ぎましたけれども、租研意見のポイントを申し上げます。

* 「令和6年度税制改正に関する租研意見」は（公益社団法人）日本租税研究協会のホームページ上に掲載

令和6年度 税制改正に関する租研意見 (概要)

